

カンデサルタン錠 8mg 「三和」
生物学的同等性試験

(株) 三和化学研究所

2014.08 作成

1. はじめに

日本人健康成人男子を対象に、カンデサルタン錠8mg「三和」（以下、試験製剤）と先発医薬品プロプレス錠8（以下、標準製剤）との生物学的同等性評価を行う目的で、2剤×2期のクロスオーバー法による絶食単回経口投与試験を行った。

試験は、平成24年2月29日付薬食審査発0229第10号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン等の一部改正について」に基づき実施した。

2. 試験方法

2. 1. 治験薬

治験薬の一覧を表1に示す。

表1 治験薬一覧

	試験製剤	標準製剤
製品名	カンデサルタン錠8mg「三和」	プロプレス錠8
含有量	1錠中にカンデサルタン シレキセチル8mgを含有する	
剤形	素錠	素錠
ロット番号	25LI2	0J162

2. 2. 方法

試験製剤と標準製剤をクロスオーバー法により、それぞれ1錠（カンデサルタン シレキセチルとして8mg）を水200mLとともに健康成人男子19名に絶食単回経口投与し、血漿中カンデサルタン濃度をLC-MS/MS法にて測定した。

3. 試験結果

血漿中カンデサルタン濃度をもとに算出した薬物動態パラメータの結果を表2に、被験者全体の平均血漿中カンデサルタン濃度推移図を図1に示した。

生物学的同等性の判定パラメータである AUC_{0-30h} 及び C_{max} の対数値の平均値の差の90%信頼区間はそれぞれ $\log(0.857) \sim \log(0.969)$ 及び $\log(0.843) \sim \log(0.993)$ であり、「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン」の同等性の判定基準（ AUC_t 及び C_{max} の対数値の平均値の差の90%信頼区間が $\log(0.80) \sim \log(1.25)$ の範囲にあるとき試験製剤と標準製剤は生物学的に同等と判断する）に基づき判定を行った結果、試験製剤と標準製剤は生物学的に同等であった。

4. 結論

カンデサルタン錠8mg「三和」及び標準製剤をクロスオーバー法によりそれぞれ1錠を健康成人男子に投与し、「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン」の同等性の判定基準に基づき検討を行った結果、カンデサルタン錠8mg「三和」と標準製剤は生物学的に同等であると判断された。

表2 薬物動態パラメータ

	評価パラメータ		参考パラメータ		
	AUC _{0-30h} (ng·h/mL)	C _{max} (ng/mL)	T _{max} (h)	T _{1/2} (h)	kel (h ⁻¹)
カンデサルタン錠 8mg「三和」	1094±223	94.0±24.6	4.47±1.58	7.68±2.01	0.094±0.017
標準製剤 (錠剤、8mg)	1219±293	105±32.4	4.68±1.95	7.58±1.65	0.095±0.018

(Mean±S.D., n=19)

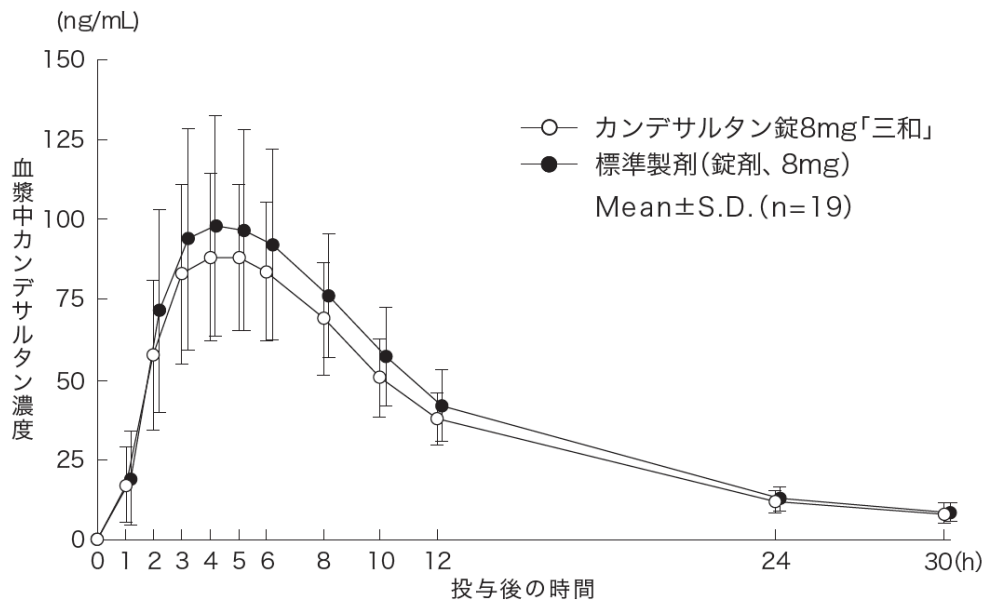


図1 血漿中カンデサルタン濃度推移